

1 税制改正について

令和6年度から適用になる主な税制改正

1 国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

国外居住の控除対象扶養親族の所得要件は国内源泉所得で判定していたため、国外で多くの所得がある場合でも、控除対象扶養親族に含めることができ不公平が生じていました。

その不公平を解消するため、令和6年度住民税から、30歳以上70歳未満の国外に居住している方で、つぎのいずれにも該当しない場合は、扶養控除の対象外となりました。

- 留学により国内に住所および居所を有しなくなった方
- 障害のある方
- その申告をする方（納税義務者）から前年において生活費または教育費に充てるための支払を38万円以上受けている方

※適用を受ける場合の確認書類は、28頁参照。

2 上場株式等の配当所得等の課税方式の統一

特定配当等・特定株式等譲渡所得については、これまで所得税と住民税で異なる課税方式の選択が可能でしたが、令和6年度（令和5年分）から所得税と課税方式を一致させることとなりました。所得税で申告した特定配当等・特定株式等譲渡所得は、住民税でも合計所得金額に算入されます。

3 森林環境税の創設

森林には、国土の保全、水源の維持、地球温暖化の防止、生物多様性の保全などの様々な機能があり、私たちの生活に恩恵をもたらしています。しかし、林業の担い手不足や、所有者や境界の不明な土地により、経営管理や整備に支障をきたしています。森林の機能を十分に発揮するためには、適切な森林整備が必要です。

そこで、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保し、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るなどの観点から、森林環境税が創設されました。

森林環境税は、国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、令和6年度から区市町村が住民税均等割と併せて年額1,000円を賦課徴収します。

※住民税均等割については、16頁参照。

住民税均等割の税率の特例について

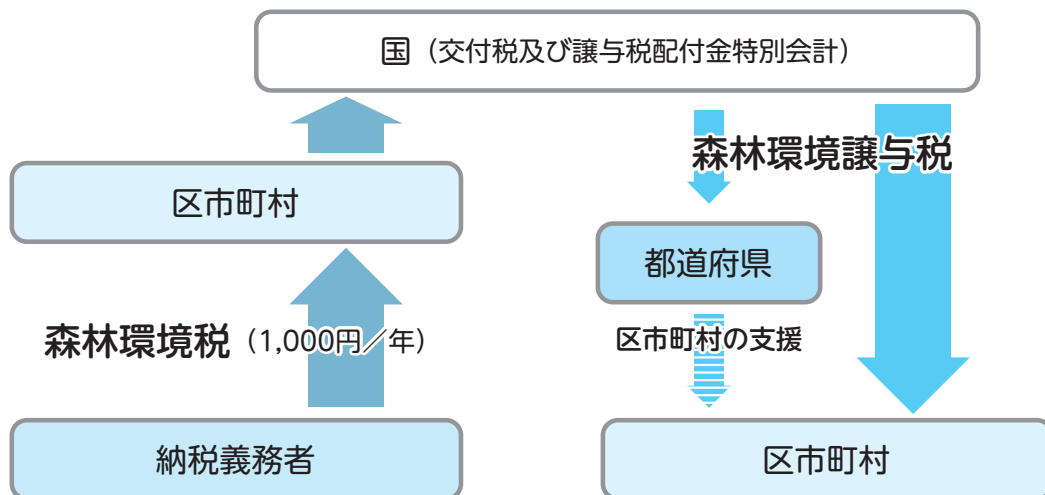
平成26年度から開始された防災・減災事業の財源を確保するための住民税均等割の税率の特例（年間1,000円〈区民税500円、都民税500円〉を加算する措置）は、令和5年度で終了となります。

【森林環境税の使い道】

森林環境税として納められた全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県・区市町村へ譲与されます。なお、森林環境譲与税は、森林整備が喫緊の課題であることを踏まえ、令和元年度から地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を財源に譲与されています。

森林環境譲与税は、区市町村においては「森林整備およびその促進に関する費用」に、都道府県においては「森林整備を実施する区市町村の支援等に関する費用」に充てることとされています。

〈仕組み〉



4 定額減税

令和6年度住民税の所得割額から、納税義務者本人および国内に居住する控除対象配偶者・扶養親族1人につき1万円を控除します。

- ※合計所得金額1,805万円（給与収入2,000万円相当）以下の場合に限ります。
- ※非課税者、均等割のみの課税者等、所得割額から控除できない方は対象外です。

＜実施方法＞

○普通徴収の方

第1期分の税額から控除します。

（控除しきれない場合は、第2期分以降の税額から控除します。）

○給与特別徴収の方

控除後の税額を令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で徴収します。

（令和6年6月の徴収はありません。）

○年金特別徴収の方

令和6年10月分の特別徴収税額から控除します。

（控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から控除します。）

- ※令和6年2月末日時点で公表されている内容ですので、変更となる場合があります。
- ※この頁以降の住民税の説明には、今回の定額減税に関する改正内容は含まれません。

2

区民生活と税金

みなさんが快適で、安心して暮らせる社会を維持していくために必要な経費を、「税金」という形で負担していただいています。

どのような税が、こういった仕組みで課税されているのでしょうか。

1

税金の分け方

税は主に、つぎのように分けることができます。

国 税	国に納める税金	
地方税	地方自治体に納める税金	
直接税	税金を負担する人が納税義務者である税金	所得税、住民税等
間接税	税金を負担する人と納税義務者が別である税金	消費税、たばこ税等
普通税	一般的な財源にあてられる税金	住民税、 軽自動車税種別割等
目的税	特定の目的にあてられる税金	入湯税、 都市計画税等

2

税の種類

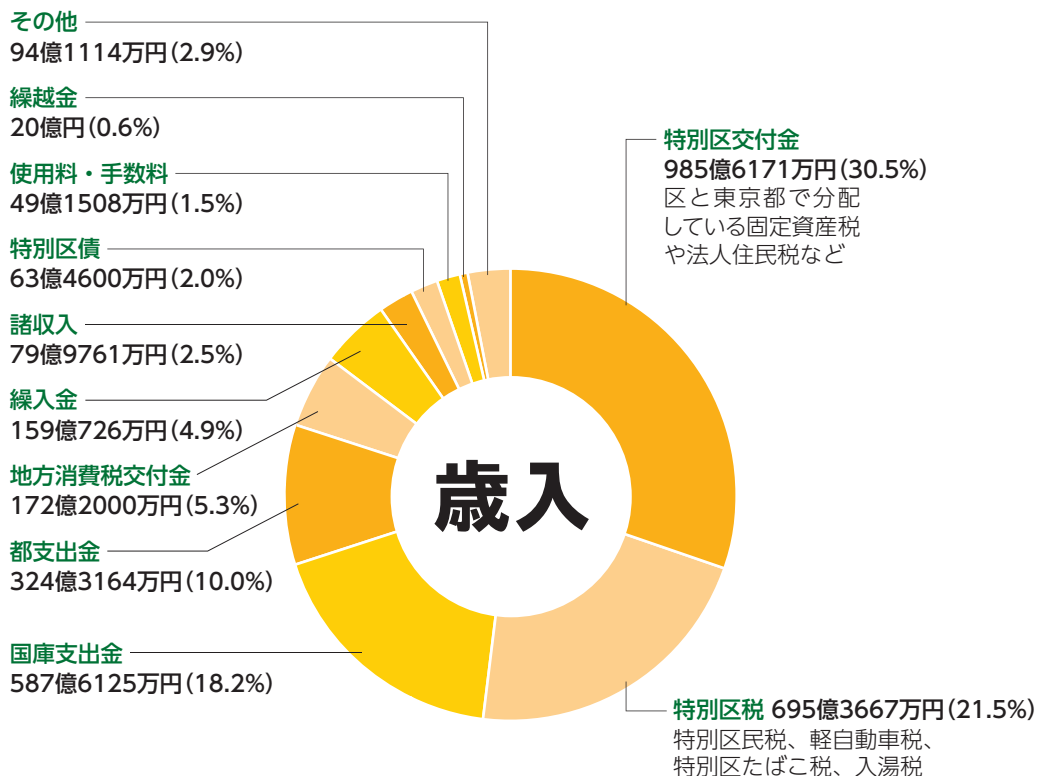
税金には、所得税、住民税、消費税、固定資産税、自動車税種別割、たばこ税等たくさんの種類があります。地方税と国税は、下表のとおり分類されます。

税目	地方税		都税	国税
	特別区税			
税目	特別区民税（個人分） ※都民税（個人分）を合わせて課税・徴収します。	特別区（東京23区）の住民が納める税金 ※「住民税」「個人住民税」とよばれます。	都民税（個人分）	所得税 森林環境税 法人税 地方法人税
	特別区民税（法人分）		都民税（法人分） ※特別区民税（法人分）相当分を含みます。	特別法人事業税 復興特別所得税
	軽自動車税環境性能割	軽自動車を取得したときに納める税金	都民税（利子割・配当割・株式等譲渡所得割）	相続税
	軽自動車税種別割	バイク・軽自動車等の所有者が納める税金	事業税（個人分） 事業税（法人分） 地方消費税	贈与税 消費税
	特別区たばこ税	たばこの消費者が負担する税金	不動産取得税 都たばこ税 ゴルフ場利用税	酒税 国たばこ税 たばこ特別税
	入湯税	鉱泉浴場の入湯客が納める税金	自動車税環境性能割 自動車税種別割 軽油引取税	揮発油税 地方揮発油税 航空機燃料税
	鉱産税	石炭などの鉱物の採掘業者が納める税金 ※練馬区では課税実績がありません。	鉱区税 狩猟税	石油ガス税 石油石炭税
	法定外普通税 法定外目的税	練馬区では課税していません。	法定外目的税（宿泊税） 法定外普通税 ※都内では課税していません。	自動車重量税 印紙税
			以下は市町村税ですが、東京23区では都税として課税しています。	登録免許税 電源開発促進税
			固定資産税 事業所税 都市計画税 特別土地保有税 ※平成15年度以降、新たな課税を停止しています。	とん税 特別とん税 関税 国際観光旅客税

3 練馬区の財政

令和6年度一般会計予算

歳入 3230億8836万円



歳出 3230億8836万円

